

奈良県税条例施行規則及び奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十七号

奈良県税条例施行規則及び奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県税条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県税条例施行規則(昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)を準用する」を「法第一章第十六節の規定によつて犯則事件の調査及び処分を行う」に改める。

第五条第一項中「第七十一条の二、第七十二条の七十四、第七十三条の四十二、第九十八条、第四百四十条、第四百四十四条の五十五、第七百七十五条、第二百六条及び第七百四十六条第二項」を「第一章第十六節第一款」に改め、同条第二項を削る。

第六条の表第二号中「財産差押」を「財産差押え」に改め、同表第三号中「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。)」に改める。

第十九条の表第一号中「第三十七条の十三第五項」を「第三十七条の十三第六項」に改め、同表第十五号を同表第十六号とし、同表第十四号の次に次の一号を加える。

十五	条例附則第八条第九項に規定する減額の申請書並び	第四十二号様式
----	-------------------------	---------

に同条第十項において準用する条例第三十七条の第十四
二項に規定する徴収猶予の申請書及び条例附則第八条第
十項において準用する条例第三十七条の十六第二項に規
定する還付の申請書

第五号様式（裏）中「財産管理」を「財産管理」に改める。

第二十五号様式中「県税務所長」を「県税事務所長」に

耐 農 基 準 適 合 既 存 住 宅

を

耐 農 基 準 （ 不 ） 適 合 既 存 住 宅

に改め、同様式の注を次のように改める。

宅
」

注 1 耐震基準不適合既存住宅の取得については、奈良県税条例第37条の16の3
第1項の規定に該当する場合があります。

2 個人番号 (法人番号) 欄は、申告者の個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号をいいます。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいいます。) を記載してください。

繰上り中継科目「耐震基準適合既存住宅」や「耐震基準 (不) 適合既存住宅」及び「取得するため」や「取得するため又は土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していたため」に該当し「中継科目の並び順」をいいます。

注 1 耐震基準不適合既存住宅の取得については、奈良県税条例第37条の16の3
第1項の規定に該当する場合があります。

2 個人番号 (法人番号) 欄は、申告者の個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号をいいます。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいいます。) を記載してください。

繰上り中継科目「耐震基準適合既存住宅」や「耐震基準 (不) 適合既存住宅」及び「購入したため」や「取得したため又は土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していたため」に該当し「中継科目の並び順」をいいます。

注 1 耐震基準不適合既存住宅の取得については、奈良県税条例第37条の16の3
第1項の規定に該当する場合があります。

2 個人番号 (法人番号) 欄は、申告者の個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号をいいます。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいいます。) を記載してください。

第四十二号様式から第四十四号様式までの次のようにします。

第42号様式(第19条関係)

不動産取得税 減 額 申請書 徴 収 猶 予 還 付								
年 月 日 奈良県 県税事務所長殿								
申請者 住所(所在地) 氏名(名称) ㊟ 個人番号 (法人番号)								
第9項 奈良県税条例附則第8条 第10項において準用する条例第37条の14第2項の規定により 第10項において準用する条例第37条の16第2項 不動産取得税の 減 額 徴収猶予 を申請します。 還 付								
改修工事対象住宅 用地の所在地		地番		地目		地積	m ²	
改修工事対象住宅用地の 取得年月日	年 月 日							
特定住宅性能向上改修 住宅の入居者	住所		左記入居者への譲渡価格		円			
	氏名		居住開始年月日		年 月 日			
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで							
減 額	申請金額						円	
徴収猶予								
還 付								
還付を受けよう とする場合	納付した税額		円					
	納付した年月日		年 月 日					
	納税通知書番号		第 号					
不動産取得税の申告	受付番号		第 号					
	年月日		年 月 日					

注 個人番号(法人番号)欄は、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第4 3号様式及び第4 4号様式 罰則

(奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年十二月奈良県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)を準用する」を「法第一章第十六節の規定によつて犯則事件の調査及び処分を行う」に改める。
第十条中「第十九条」を「第二十一条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の奈良県税条例施行規則の規定による証票であつて現に交付されているものは、この規則の施行の日以後においてもなおその効力を有する。

3 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の奈良県税条例施行規則第五号様式による用紙は、当分の間使用することができる。

4 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の奈良県税条例施行規則第二十五号様式、第二十九号様式及び第三十号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。